

新型コロナウイルス感染症に関する商品改定のご案内

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、弊社では以下のとおり商品改定を実施いたしますので、お知らせします。

1. 改定内容

(1) 補償対象となる感染症の範囲拡大

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」)における一類感染症から三類感染症」等を補償対象としている商品につきまして、補償対象となる感染症の範囲を拡大いたします。

現在、新型コロナウイルス感染症は「感染症法」上の「指定感染症」の位置づけですが、政令により一類感染症または二類感染症と同程度の措置が講じられておりますので、本改定により補償対象となります。

現行(改定前)	改定後
感染症法における一類感染症、二類感染症または三類感染症が補償対象	感染症法における一類感染症、二類感染症または三類感染症に加え、「 <u>政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症</u> 」についても補償対象

対象となる保険商品・特約および約款の改定内容は、下表のとおりです。

対象商品	対象約款の新旧対比表
<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活傷害補償保険 (日常生活コース(本人型・家族型)、こどもコース、総合補償コース(本人型・家族型)) ●ジョイエ傷害保険(個人プラン、キッズプラン、ファミリープラン)(2019年10月1日以降始期) 	特定感染症危険補償特約
<ul style="list-style-type: none"> ●普通傷害保険(*1) ●総合補償保険(個人型)(*1) ●ジョイエ傷害保険(個人プラン)(2019年9月30日以前始期) 	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約
<ul style="list-style-type: none"> ●家族傷害保険(*1) ●総合補償保険(家族型)(*1) ●ジョイエ傷害保険(ファミリープラン)(2019年9月30日以前始期) 	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約
<ul style="list-style-type: none"> ●学生・生徒総合補償保険(*1) ●ジョイエ傷害保険(キッズプラン)(2019年9月30日以前始期) 	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約

企業財産総合保険(ビジネスプロパティ) (*2)	食中毒・特定感染症利益補償特約
財産補償保険(Mono 保険)(*2)	テナント特約(休業損失補償条項)
店舗休業保険 (*1)(*2)	食中毒・特定感染症利益補償(店舗休業保険用)
企業財産包括保険(ビジコン)(*1)(*2)	休業損失補償特約

(*1) 現在、販売終了しております。

(*2) 自主休業は補償対象となりません。

(2) 海外旅行保険における「治療開始までの期間」の緩和

海外旅行保険の疾病補償につきまして、「感染症法」における一類感染症から四類感染症の場合は、「責任期間終了後30日以内に治療開始した場合(死亡保険金については死亡された場合)」を補償対象としておりますが、以下のとおり感染症の範囲を拡大いたします。

本改定により、新型コロナウイルス感染症についても「責任期間終了後30日以内に治療開始した場合(死亡保険金については死亡された場合)」は、補償対象となります。

補償対象となる 「治療開始までの期間」	対象疾病	
	現行(改定前)	改定後
責任期間終了後 30日 以内	感染症法における一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症	感染症法における一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症に加え、「 政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症 」
責任期間終了後 72時間 以内	上記以外の疾病	上記以外の疾病

対象となる特約および約款の改定内容につきましては、以下のとおりとなります。

- ・[疾病死亡保険金支払特約](#)
- ・[治療・救援費用補償特約](#)
- ・[疾病治療費用補償特約](#)

(3) 本改定が適用される契約

上記(1)(2)の改定は、2020年2月1日(土)(*3)に遡って適用します(*4)。具体的には、以下の契約が対象となります。改定に伴う保険料の変更はありません。

- ◆ 2020年2月1日(土)が保険期間に含まれる契約
- ◆ 2020年2月1日(土)以降に保険始期がある契約

(*3)「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」等の施行日

(*4) 傷害保険において、2020年2月1日(土)以降に発病された場合が補償対象となります。また、保険期間の初日(特定感染症危険補償特約等をセットした日)からその日を含めて10日以内に発病された場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

2. 一部商品における今後のお引受け

一方で、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、「企業財産総合保険(ビジネスプロパティ)」「財産補償保険(Mono 保険)」につきまして、2020年5月15日以降の新規契約および2020年10月以降の更改契約における特定感染症に関する補償の販売を見合わせとさせていただきます。

詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問合せください。

以上